

運営指導における 主な指導事項

訪問入浴介護 編

埼玉県福祉監査課

勤務体制の確保等

法人の役員である介護職員又は看護職員の勤務状況が確認できませんでした。出勤簿やタイムカード等を整備し、勤務状況が確認できるようにしてください。

従業者

従業者について、看護職員、介護職員のうち1人以上は常勤を配置してください。

指定訪問入浴介護の具体的取扱方針

看護職員に代えて介護職員を充てる場合は、入浴により利用者の身体の状態等に支障が生じるおそれがないことについて、主治医の意見を確認した上で実施してください。

なお、主治医の意見の確認については、利用者又は利用者の承諾を得て事業者が利用者の主治医に確認して、その旨を記録に残してください。

初回加算

初回加算の算定に当たっては、初回の訪問入浴介護を行う前に、居宅を訪問し、浴槽の設置場所や給排水の方法の確認等の利用に関する調整を行い、その記録を残してください。